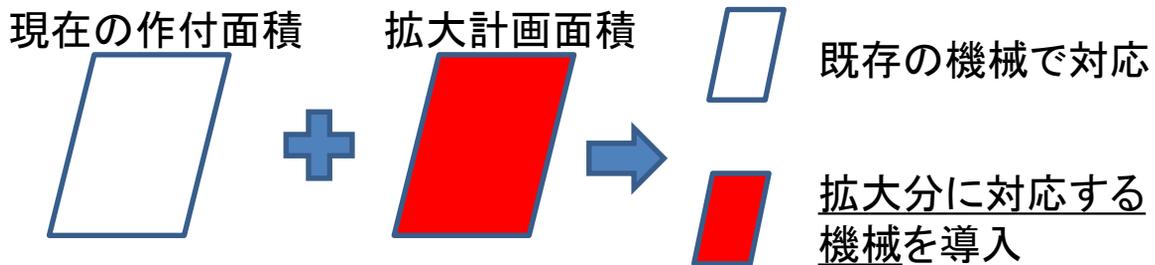


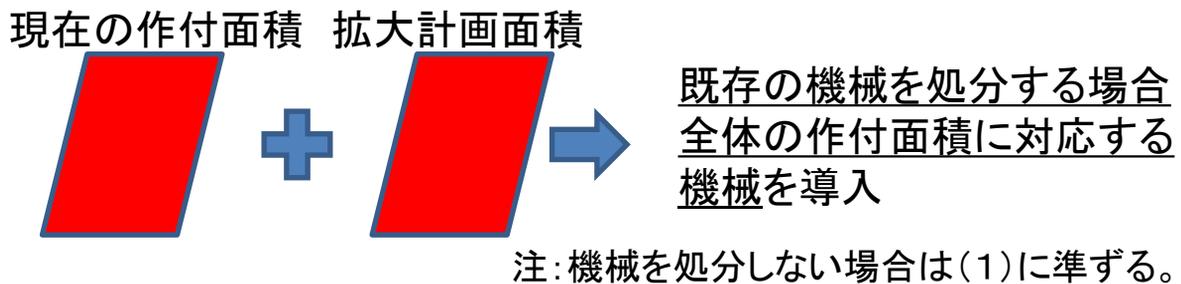
# 機械導入に当たっての注意点

## 1 機械の規模決定の考え方

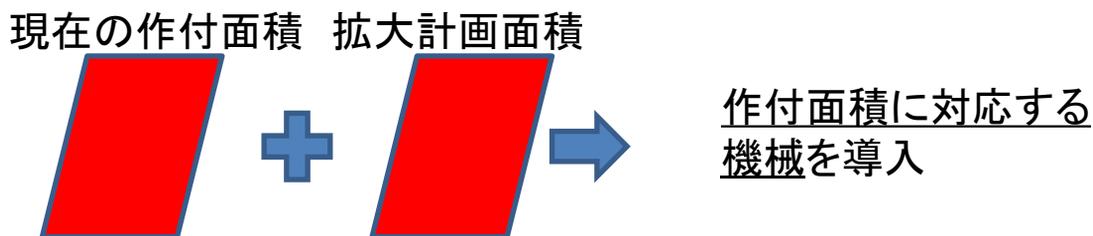
### (1) 既存の機械がある場合



### (2) 既存の機械が耐用年数を相当年経過している場合



### (3) 機械装備がない場合



## 2 見積書の取り方

- 拡大面積等に応じ、馬力や作業幅等により機械の仕様を定め、複数のメーカー等に見積書の作成を依頼してください。

注1) 農林振興センター等に相談し、必要能力の算定をして下さい。

注2) 特定メーカー、特定機種等の指定はできません。馬力や作業幅など機械の能力を指定します。

注3) 特定の機械が必要な場合は、その理由を書面にまとめ、地域協議会経由で県協議会に御相談下さい。

- 見積書の中で、最安値の機械の型番と価格を申請書に記入して下さい(見積書の写しを申請書に添付して下さい)。

## 3 契約時期

申請後、県協議会で審査を行い、助成の可否を連絡します。  
機械の購入・リース契約は可否の連絡後になります。  
(購入選択権リースは助成対象外)